

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《北区》

■日 時：平成28年12月21日(土) 18:30～20:32

■場 所：北区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会のほうを開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

上野北区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の黒田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明のほうがございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向のほうより本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

副首都推進局長の手向でございます。本日は皆様お忙しい中、総合区と特別区に関する意見募集・説明会にこのようにお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

後ほど吉村市長からスライドを用いたこの説明会を行うに至った背景ですとか改革の必要性といったことについて説明がございます。私から簡単に本日の説明会の開催趣旨を説明させていただきます。

今、大阪府と大阪市では副首都大阪を実現していこうということでその取り組みを進めております。そして、その副首都にふさわしい行政機構というのが、どういう形の大都市制度が市民の皆様方、それから大阪の発展にふさわしいかということを検討してまいりますために、大阪府と大阪市でことしの4月に共同組織として副首都推進局というのが設置されております。そこで現在大都市制度について検討してるわけでございますが、この検討をより深めてまいりますために、市民の皆様方から直接ご意見をお伺いして、総合区制度と特別区制度について今後具体的な制度づくりを行っていきたいと考えております。

本日の意見募集・説明会は、これは大阪市が行政として今回開催するものですので、制度案の優劣をつけたり、あるいはきょうの時点でどちらかの制度を選択してくださいといった場などではございません。また、説明会の開催趣旨に照らして、制度と関係のないご発言や政治的な主張といったものにつきましては、この場にはふさわしくございませんので、発言のほうはご遠慮いただきたいと思いますと思っております。

きょうの説明会ではできるだけ皆さんから多くの意見をいただけるように丁寧な説明に

努めてまいりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、上野北区長よりご挨拶申し上げます。

(上野北区長)

こんばんは。北区長の上野でございます。本日は平素より区政の運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。また、年の瀬も迫るお伺いときに、またお寒い中、総合区・特別区に関する意見募集・説明会にご参加いただき、まことにありがとうございます。

本日の会は、大都市が抱える課題の解決に向け、新たな大都市制度をテーマに開催するものでございます。北区におきましてもさまざまな課題があり、解決に向け鋭意取り組んでいるところでございます。皆様も実感しておられると思いますが、北区は近年大規模マンション建設などにより人口が増加し続けております。特に新しい住民の皆様には住んでいる地域に関心を持っていただき、地域活動に参加していただけるような新たなコミュニティづくり、担い手の発掘など、地域活動協議会の皆様とともに取り組んでおります。そして、人口増加に伴いまして子どもさんの数も相当数増えていることから、保育所の待機児童ゼロを目指し、新たな保育所の誘致や教育環境の充実など注力しております。また、ご高齢の皆様へは健康寿命を伸ばしていただくようなプログラムや、さまざまな生活課題をお持ちの方には早期にアプローチし相談を受けたり、また必要な福祉サービスへのアクセスをサポートすることなど取り組んでおります。そして、近年認知症の方が増えておりますので、ご本人だけではなく、ともにお悩みのご家族の方々も利用できるような認知症相談窓口を設置し、専門相談員を配置してまいりました。

本日は総合区、特別区というテーマを通して区民の皆様方と行政が意見交換させていただく貴重な機会でございます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくようお願い申し上げます。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私のほうから簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続き、お手元の資料に沿いまして事務局のほうよりご説明いたします。ここまでに約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご意見、ご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見をご記入していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしくようお願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんばんは。ちょっとすいません、前でしゃべらせてもらいます。市長の吉村でございます。きょうはですね、師走のこの夜の遅い時間に、本当に皆さんゆっくりされたいなというときにこうやって多数お越しいただきまして本当にありがとうございます。きょうできるだけですね、わかりやすくお話ししたいと思いますが、きょうの話はですね、制度に関する事なのでちょっとわかりにくいかもしれませんが、ですんでできるだけわかりやすく話したいと思います。それから、これは政治集会じゃありませんので、行政が催す会ですから、こうやって見渡すと、僕も北区に住んでまして知った顔の方もたくさんいらっしゃるんですけど、行政的な立場でちょっとお話をさせていただきたいと思います。そこはちょっと会の趣旨をご了解いただきたいと思います。

まずですね、例えば政策であれば非常に皆さんもとつきやすいと思うんですよ。さっきちょっと区長からもありましたけども、例えば待機児童の問題どうしますか、高齢者の皆さんの認知症の問題どうしていきますか、大きな話でいうと例えばうめきた、じゃあどうしましょうかとか、そういった政策の話はわかりやすいんですけど、こういった制度というのはちょっとわかりにくい。でも実はそれ非常に大事なんですね。政策を実行していく上で、やっぱりそれを誰が実行するのというのは皆さんが選挙で選んだ人間が実行していきますが、現にやっていくのはやっぱり役所組織がやっていきますんでね。政策を実行する組織がどうあるべきなのかというのは実は非常に大事なことです。皆さんにとっての行政サービス、それから大阪がどういうことをしていくのかという意味で組織というのは物すごく大事ですので、本来の、これからのあるべき大阪の改革というのはどういうものなんだろうかということをごきょうはお話しさせていただきたいと思います。私の後に職員からですね、制度についてちょっと詳しく話しさせていただきます。僕からは何でそんなことする必要があるのでというところを少しお話しさせていただきます。

まず、ちょっと振り返っていただきたいんですが、昨年5月17日です。皆さんも記憶に残ってるかと思いますが、特別区設置の住民投票を行いました。これ何でやったんですかということなんですけども、まずですね、住民自治を拡充していこうと。5つの特別区を設置するという案なんですけども、住民自治を拡充していきましょうと。それから広域機能、これをですね、二重行政になってる部分をですね、一元化していこうというこの2つの大きな目的で特別区を設置しようという提案をさせていただきました。その結果ですが、皆さんもご承知のことだと思います。賛成が69万、反対が70万ということで、反対が1万票多い、0.8ポイント差ですけども、反対が多数となって、昨年5月の特別区の案というのはこれはバツになりました。その後ですね、私とここにいる知事がそれぞれこの大都市の改革、特別区についてもう一回修正する案をつくらせてくださいと皆さんに正面から訴えさせていただいて、そして市長、知事させていただいてですね、今こうやって市民の皆さんと意見交換をさせていただいてると、そういった状況であります。

これ大阪何が問題なのということなんですけど、1つは人口減少。これはどこでもそうなんですけど大阪は特に高齢化が進んでる。さらに東京の一極集中が進んでる。大阪の低迷が進んでる。この課題に対してどう向かっていくかということが課題だと思います。今私と知事が目指してるのはですね、やはり東京一極集中じゃなくて東西二極の一極を担うような、そんな副首都と言われるような、そんな大阪を目指していくべきじゃありませんかという問題意識を持って今いろんな改革を進めていっています。2つ視点がありまして、

1つは大都市としての成長のところですよ。日本の成長をやはり牽引するのは大阪だろうと。必要な都市機能を強化していったら、今僕と松井知事、二重で重なり合うようなことは今話し合いをしながら進めてますけども、そういった二重行政を解消する必要があるんじゃないんですかというのが1つの問題意識。そしてもう一つが、皆さんのこの税というのは限られてきます。これ高齢化社会になって働き手が少なくなってくる。当然財源というのは限られてくる。じゃ、その限られた財源をいかに皆さんの近いところで、そして皆さんの近くでですね、ニーズに合った決定ができる仕組みをつくっていくのか。それが大事だと思ってます。打ち出の小槌というのはありませんので、もちろん大阪を成長させて財源を増やしていくということは今松井知事ともやっていますし、それも大事ですが、もう一つ大事なことは、その限られた財源というのをいかに無駄なく皆さんの近いところで住民サービスを決定できる、そんな仕組みをつくっていく必要があると思っています。

ここから人口についてなんですけども、これ見ていただいて、上が東京です。下が大阪府。そしてこれが愛知県です。これの横軸はですね、これは1965年から、ここの色ついでるとこ、これが今です。そしてここが2040年。かなり長い年月で見た大きな人口の動向ですが、東京は減りますがその軸というのがそんなに急ではない。愛知県もそうです。しかしながら大阪というのはもともとこうやって人口が多い中で減っていく。しかも急カーブが激しいということですね。つまり高齢化の方が増えてきて人口が減少していくということです。こっちはもっと如実にあらわれてます。これは政令市単位です。市町村単位。横浜市がこの青です。名古屋市がこの緑。大阪市はこの赤です。大阪市については右肩に下がっていくというような状況です。もともと大阪市人口が多いですから、こうやって右肩に下がっていくということはですね、人口も減少し、そして高齢化もどんどん進んでいく。そんな中でどうやって皆さんの身近なところで住民サービスを決定していきましょかということですよ。

これは経済規模についてです。全国における経済規模のシェア。東京は大体18%ぐらい。大阪は赤です。愛知県と神奈川はその下です。大阪もですね、かつてよかったんですけど、やはり右肩に下がっていった。こっちは大阪市、名古屋市、横浜市です。これも横ばいですが、大阪市についてはやはり右肩に下がっていった。これを回復しなきゃいけないということで今さまざまな施策を打ってますが、大きな傾向で見ると大阪市の経済というのはこういった右肩に下がっていったというのが実態だと。これをどうしていくのかという問題があります。

これは資本金1億円以上のいわゆる大きな大企業がどうなってますかということですよ。東京については、東京、神奈川県この2つ、これについては増えていってます。しかしながら大阪府、これは259マイナス。259減っていったわけですよ。こちらは大阪府で見たもの。東京都23区、横浜市、これは増えてます。しかしながら大阪市についてはマイナス230というので大幅に減っていった。この259のうちほとんどが大阪市ですけども、大阪市の大企業がどんどん流出していった、減っていったという現状にあります。

この図はですね、この青の色が濃いところほど事業所が集積しているというものです。薄くなればなるほど事業所の数が少なくなってる。この大阪で見るとですね、この大阪全域ですけどこういった、河内長野とかこっち側の山のほうは事業所がないですけども、見てみるとですね、大阪市の中が事業所が集積してるのは当然なんですけど、それがどんど

ん外に広がってきているというのが大阪の現状です。過去の歴史を見て大阪は、横浜とかとちょっと違うんですけど、大阪市を中心に発展してきました。これはもう紛れもない事実。大阪市を中心に商業が発展してきた。そしてそれが実は今どンドン外に広がっていったという現状です。そうでありながらですね、じゃ、大阪の経済成長の戦略、政策決定どこがやってるかといえば、大阪市内については私がやり、そして大阪市内外について、市内も二重で重なることもあるんですが、それは松井知事がやる。まさにここで非常に狭いエリアの中で府と市がそれぞれが広域成長戦略、いろんなものについてですね、やっていると。それぞれが二重に重なった状態でやっているとというのが今の大阪の現状です。それから、大阪といえばですね、皆さん住んでたら結構広いなと思われるかもしれませんが、都道府県でいうと実は物すごく小さな都道府県なんです。全国47ある都道府県の中で下から2番目に小さいのが大阪府。大阪市についてもですね、大きな経済の枠で見るとどのぐらい広いんだろう、皆さん広いなと思われるかもしれませんが、大阪市もいわゆる政令市と言われる都市があるんですけど、大きな都市が政令市と言われてます。その政令市、全国で20あるんですが、下から面積でいうと4番目。つまり非常に小さなですね、大きな経済成長を目指す上では非常に小さなエリアの中に大阪市と大阪府がひしめき合いながら、それぞれ同じような権限を持って成長戦略を進めているというのが大阪の実態です。

じゃ、その大阪市と大阪府、これまでですね、市と府合わせて府市合わせ（不幸せ）のようなことが言われて揶揄されてきました。これは歴史的な事実なんですけども、ほったらかしなんですか、ほったらかしでいいんですかと言われてればもちろんそうではありません。じゃ、何してんのといえば、これはですね、府と市で話し合ってますね、同じ方向の成長戦略をつくって一緒にやってみようということをやっています。これは松井知事、橋下市長の代から始まり、そして今はそれは僕が引き継いで松井知事と一緒にやっています。それまではですね、府と市一緒にやろうよということにはほぼほぼなかったわけです。ですので、ここ見てもらったらわかりますが、それぞれ平成24年、これ大阪の成長戦略、平成27年2月に改訂となってますが、24年にあらかたこういったものはつくってます。例えば大阪の観光戦略でいうとですね、これまで市と府別々にやってましたが、それは大阪市と大阪府で1つ合わせた大阪観光局というのをつくってですね、国内、そして国外からですね、大阪の魅力をどんどん発信していった、国内の人にも国外の人にもどんどん来てもらおうということをやっています。それは大阪市内で隔てるんじゃなくて、大阪全域でやっぱり来てもらおうというようなことを大阪市、大阪府が共同してやる。そんな大阪観光局というのをつくったりやっています。結果、大阪に来る例えば外国の方の訪問者は全国で一番の伸び率です。これは東京より多い伸び率が大阪です。それから、グランドデザイン・大阪ということで、大阪のまちの形とか、どういったまちを目指していきましょうかというのを共同で協力し合いながら将来像というのを描いていっている。災害対策、津波対策についてもそうです。津波の種類が大和川を隔てて変わるわけじゃありませんのでね。ですんで大阪市、大阪府一体で大きな南海トラフに対する対策と、そういったものを立てていっている。そして、それに基づいて現に防潮堤、危険なところからつくっていっていると。府市があわせて今協力してやっています。そういったことをですね、今できることというのは進めていっているというのが現状です。

これ例えばの一例なんですけども、道路です。高速道路。成長する都市というのは高速

道路というのが非常に充実してます。そして、その充実の仕方として、大体ですね、環状線というのが多くあるのが成長するまちに特徴的なんです。要は、例えばこれ東京ですけど、東京に環状線がたくさんこういうふうにあります、例えば港で荷物をおろすと。そのときに、環状線がなかったら都心部に通じて広がっていくわけですけども、ほかの環状線を通じて外に行く。外から入ってきたものが都心部に入らなくても行けるようにですね、するというのがこれ成長する都市の都市づくりのあり方です。一方で大阪を見るとですね、実はなぜか2番目の都市と言われながら環状線というのが本当に乏しい状況です。市内に阪神高速の環状線ありますけれども、いつも阿波座で混むじゃないですか。常に混んでる。あれ何でかという、例えばこの港に入ってきたものも一旦大阪市内に入ってくるんですね。環状線がないから。普通は例えば大動脈で抜けていくようなところは環状線があってそこを通過してわざわざ市内に入らないんですけども、そういうのも全部市内に入ってくる。つまり都市としてのその全体の成長戦略の計画した道というのがですね、できてない。そういう戦略がつくれてないというのがこれまでの大阪だったんです。ですんで、それじゃいかならうということで今知事とも一緒にやっていますが、この大きな都市再生環状道路というんですけども、環状道路というのを今つくっていています。ここをミッシングリンクと言われてましたが、ここが全然着手ができてなかったんです、これまで。皆さんご存じの新御堂の豊崎のところからですね、地下に入って行って都島入って行って門真に抜けて、そこから京都に抜けていくと。ここが繋がればですね、淀川左岸線の2期もやりますけれども、ここが一体の環状道路ができ上がるわけです。じゃ、これ何でこれだけ重要な道路なのにできてなかったのかといえば、これは私自身の判断ではできない。知事の判断だけでもできない。市長と知事が同じ方向を向かないとこれできないんです。何でかという、それぞれ権限はあるんですけども、市内の豊崎は市長がやって、出てくると、門真のほうに行くと大阪府なんですね。ですんでこれは知事と市長というのが同じ方向を向かないとできない。そしてこれまでこれについて全然できてきませんでした。でもこれは要るだろうということで、今私と松井知事でこれはやろうと。いろんな経済効果とか調べたらやっぱりこれは非常に重要だということで、これはつくりますと。そして、国に対してもこれは要るんですということと一緒に言ってですね、そしたら国も、ああ、わかったというふうに言うてくれて、事業というか補助というか決定してくれました。ですんでこれは事業の着手が決まりました。これはあくまでも一例なんですけれども、要は大阪の全体の成長を考えたときには、市長と知事が別々の方向を向いてるとなかなか進まないというのが、これは本当に大阪の実態だと思います。これは僕自身が市長をやってもそういうふうに思います。同じ方向を向かないと、そして大阪の経済が成長していかないとですね、やっぱりパイも増えてきませんし、まちが活性化してこない。そしたら最終的に住民の皆さんへのサービス、医療、教育、福祉、そっち側に回していくお金も限られてきちゃうということです。ですんで、大阪の全体のもっと成長を目指していきましょうよ、そういったことが大きな課題になるかというふうに思います。そのためにはですね、やはり必要な都市機能を強化していく、大阪市、大阪府それぞれやりますけれども、この二重行政というのをやっぱり解消しなきゃいけないんじゃないんですか、二元行政というのは解消しなきゃいけないんじゃないんですかという問題意識が1つです。

そしてもう一つが、皆さんに身近な住民サービス、これをいかに皆さんの身近に近いと

ころで決定していくかといういわゆる住民自治の拡充の課題です。これも一例なんですけれども、児童虐待の相談件数についてです。これ非常に増えていってます。過去10年でですね、6倍ぐらいに増えていってる。児童相談所というのをつくるのは喫緊の課題にはなってるんですが、こういったこともですね、今南部もつくりました。森之宮にもある。北部の児相の件では皆さんにいろいろご心配をおかけしてますけれども、北部にもやっぱり要るんです。そういったものをですね、住民の皆さんに身近なところでつくっていく、皆さんの身近な声を吸い上げていく仕組み、それが必要になると思ってます。

それから、これも例えばの話なんですけれども、待機児童についてです。実は大阪市の中でも待機児童が非常に多いところとそうでないところがあります。ですので、実は住民サービスと一口に言ってもですね、大阪市の中でどういったものが求められてるのかというのはエリアによって変わってきてます。例えばこの待機児童、ここに一番出てるのがですね、これは西区です。西区は物すごく待機児童の数が多い。そして、城東区も非常に数が多い。北区が一番端ですけど、北区も比較的多いです。一方ですね、平野区とか西成区、東住吉区、こっち側に来ると少なかったりするわけです。ですんで、大阪市の中でも24区、これまで大阪市の行政というのは基本的には24区一斉になんですけども、もっともっと皆さんの身近なところでニーズに合った決定ができる仕組みが必要なんじゃないかという問題意識です。いかに皆さんの大切な税というお金をですね、有効に使っていくべきなのかと、その体制はどうあるべきなのかということです。

これはですね、大阪市の人口の規模です。大阪市269万人、1万人増えて今270万人ですけども、そこに市長が1人と。そしてこれはどのぐらいの規模ですかと。都道府県に例えるとですね、京都府が261万人、広島県が284万人ですから、大体京都府とか広島県と大阪市というのは同じ規模です。じゃ、その同じ規模の中で、大阪市、市といっても市町村ですからね。市町村というのは住民の皆さんに身近なサービスをするのが本来的な役割です。じゃ、その市町村において大都市における市町村の行政サービスのあり方ってどうなんでしょうということについて国でも議論されてます。ここに書かれてるのは大阪市が言ってる話でもありません。大阪府が言ってる話でもありません。国で言われてる話です。どういうことを言われてるかということ、こういうことを言ってます。やっぱり市役所の組織が非常に大規模化してきますねということ。それから、カバーするサービスの範囲も非常に大きくなってきますねと。そして、個々の住民と遠くなる傾向がありますねと。これをどうしますかということ。これが実は国で提言されてる、そういった中身なんです。これはまさに僕は大阪市に当てはまるだろうなというふうに思っています。

じゃ、今大阪市何もしてないのといえぱそうじゃありません。今の体制の中でできることはやっぺいこうということをやっぺいしています。1つはですね、局が持つ権限、財源、責任、そういったものはできるだけ区長に持っぺいこうと。区長をですね、局長より上の格付けにしていこうと。いろんなことをやっぺいます。ここで皆さん局とか言われてもちょっとわかりにくい人がいるかもわかりませんが、実はですね、大阪市の政策というのをどこで決めて実行しているかということ、これは中之島にあります大阪市役所、どか一んとあるんですけど、そこで基本的には政策決定もしてですね、そしてその組織の人間が動いてる。これが実態です。例えばこども青少年局とかですね都市計画局とかいろんな局があるんですけど、そういった局が全部中之島に集合してる。じゃ、区役所は何やっぺてるのと

例えば、区役所は組織的にいうと、これはもう出先機関です。窓口機関。そこで意思決定をするというのは申しわけないですけどちょっとできてなかったのがこれまで。ただ、これをちょっと変えていこうという形でやっています。かつてですね、区長というのはですね、じゃどんな位置づけだったのかという、市役所の中でいうと部長です。北区はちょっと違う、例外だったんですけども、基本的には区役所の区長というのは部長です。部長というのはどういうことかという、例えば大阪市の組織というのはですね、どうなってるかといえば、市長がいて、そしてその下に副市長がいます。3人。その下に局長というのがいます。20人から30人ぐらい。その下に理事というのがいます。60人から70人ぐらい。その下に部長がいます。200人から300人ぐらい。実は区長はこの部長だったんです。だから市役所の中で物すごく、本来区長というのは皆さんの身近なところで決定し、実行できる人でなければならないのに、この大阪市役所においては部長という扱いだった。それ変えていこうと。だから局長より上のポジションを持っていこうとかですね、権限とか財源をできるだけ区長に持ってもらおうというようなことをやっています。それから人材についても公募でやっています。公募というのは外部からの方だけじゃなくて内部の職員も公募です。要はやる気のある人に手を挙げてもらっていこうというようなやり方でやっています。これまでは派閥というか順送りの人事で区長というのは決めていきましたけれども、やっぱりそれじゃ住民の皆さんの声を的確に反映するというのはなかなか難しいんじゃないんですか、いろんな民間の感覚であったり、あるいは内部の役所の職員でも自分たちがやりたいことができるように、そしてやる気のある人が手を挙げてやる、そして優秀な人を選んでいく、そんな目的で公募区長というのを選んでます。今、北区長も最初ご挨拶させていただきましたけども、公募で選ばれた区長というわけでありまして。そんな今の体制の中でもできる限りのことはしていこう、それから区政会議というのをつくったりとかですね、今のこれまでの大阪市役所の体制ではなかなかやってきませんでしたけども、そこをできるだけやっていこうよというのが今の市政です。

じゃ、どんなことをしてるのということで、それぞれ24区でいろんな取り組みをしています。北区ですね、こっちは住民主体の福祉であったりコミュニティづくり推進事業をやっています。例えば西成であればプレーパーク事業という廃校を利用した子どもたちの遊び場、いろんなことができる場所をつくったりとか、それぞれの区長ができることを今やっていっています。

それから、教育行政についてもですね、これまでは教育委員会が単独でやるということだったんですけども、その教育委員会の中にですね、まず市長が入り、そして今いろんなことを計画を立てれるような仕組みになっていっています。できるだけそこに民意を反映させていきたいと思いますという趣旨です。皆さんの区の行政についてもですね、区長が区の学校とかそういったところに関与できるような仕組みをつくらうというので今進めていっています。例えばですけど学校が終わった後にですね、普通であればなかなかこんな今までできてませんでしたけれども、民間の塾の人に入ってきてもらってですね、区長主導でやって、そして、ちょっとなかなかお金が厳しくて塾に通えないような子どもでもそこで学べるようにするとか、そういった区長発案でいろんなことをしたりすると。分権型の教育行政ということ今やっていっています。

そんな中で私がお訴えしたいのは、要は今の体制でできることはやっていますが、まだま

だ足りないと思います。これから人口減少が大きく進んでいく中で、やっぱり財源も限られてくる。そしたら、皆さんの身近なところで区長が決定して実行できる仕組みというのが必要なんじゃないかということなんです。今私自身は大阪市長としてですね、270万都市全部の医療、教育、福祉というのをやっています。平野区もやり、住吉区もやり、そして北区も全部が管轄になってる。もっと身近なところで決定できる人をですね、住民の皆さんの近くにやっぱりつくって、その組織体制も整えるべきじゃないのかというのが考え方です。

じゃ、その先に何があるのということなんです、先ほど冒頭申し上げた、やはり東京一極集中になってますからそれをやめていこうと。是正していこうと。東西二極の一極を担うようなそんな副首都大阪を目指していこうと、そんな最終目標というのをしっかりと定めていっています。例えばですけども、もし首都で、東京で大きな地震があったときどうなるんですかと。首都機能が壊滅状態になったときどうなるんですかというのは実は今定まったものはありません。これをやはりバックアップ機能を担えるような、そんなエリアというのは大阪、関西が中心になっていくべきじゃないかということであったり、西日本ですね、中心拠点となるようなそんなまちを目指していかなきゃいけないんじゃないですかということをやっています。そのためには当然いろんなインフラを充実させる必要もありますし、一方で大都市制度についてもですね、今のような市長、知事、2人いるような体制で本当にいいんですかというようなことを今議論してるという状況です。

じゃ、その制度についてどんなものがあるんですかということでも2つです。きょうご説明するのは2つありまして総合区と特別区というやつです。総合区というのはですね、これはもう大阪市は存続。大阪市を残した状態で、総合区長というのにできるだけ権限を持たせていこう、そして実行できる体制というのをつくっていこうよと。一定の固まりをつくっていこうというのが1つの考え方。じゃ、二重行政どうなるのということになれば、これは基本的には話し合いで解決していけど、そういう考え方です。もう一つ特別区、これは大阪市という役所行政はこれは廃止です。その上で皆さんが直接選挙で区長を選びます。そして大阪市と大阪府の二重行政の問題どうするのといえ、これはもう一体化です。一本化。それを大阪府に一元化させていくということです。後で制度案は職員から詳しく説明しますが、総合区について、自治体のトップは誰ですか。これは市長です。区長をどうやって選ぶんですか。これは市長が選びますが、議会の同意を得てやります。そして特別職という一定のちょっと強い権限を持った立場になります。予算については市長がやりますけれども、総合区長は市長に対してこういった予算であるべきだという意見具申権というのがあるということです。ちなみに総合区というのは法律上地方自治法の制度ですので、一部の区に導入することも制度上は可能なんです、今回ご提案しますのは、やはり何でそれをやるのかといえ、それを執行できる体制、仕組みが必要です。一定の組織が必要ですから、幾つかの区を合区にしてですね、そしてそこに総合区長を置くということをご提案させていただいています。皆さんの、じゃ北区どうなるのということになれば、これは地域自治区というような制度もあって、この北区についてはしっかりとこれまでのコミュニティは守りつつ、その権限についてしっかりと総合区長に渡していく、そんな仕組みづくりです。特別区については、これはもう選挙で皆さんが区長を選びますから、それが自治体のトップです。その区長が予算権を持って区議会で審議していくということになり

ます。この特別区という制度を使ってもですね、先ほど申し上げた地域自治区というのを
使えばですね、北区のコミュニティ、それはしっかり残したまま、そして選挙で選ぶ区長
を新たにつくるということが可能だというふうに思っています。

詳しくはこれからですね、副首都推進局の職員にちょっと説明させていただきますが、
皆さんにお訴えしたいのは、今のままではやっぱり課題があると思っています。これからの
将来の大阪をどう考えていくのかということ、やはり強い成長する大阪というのを目指
さなきゃいけないと思いますし、財源が限られてくる中で、皆さんの身近なところで決定
できる仕組みというのを目指していかなければならないと思っています。きょうは特別区と
総合区という2つの制度の説明をしますけれども、どちらかを選んでくださいというのは、
まだそういう時期じゃないですけれども、こういう制度があるんだなということを知って
いただければありがたいと思いますし、ここどうなってるんやろうという疑問点があれば
いろんなご質問、ご意見をいただけたらと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の福岡よりご説明申し上げます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡です。私からはお手元のパンフレットに沿って説明いたします。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっています。第1部で
は、大阪における新たな大都市制度について説明します。第2部では今回取りまとめた総
合区の概要について、第3部では特別区制度の概要を、今から約30分間説明いたします。
座らせていただきます。

では、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きくださ
い。

先ほどの市長の説明との重複もありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんくださ
い。大阪市や横浜市といった大都市では、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、
効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われていま
す。詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充について、大阪市は非常に幅広い行政サ
ービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば
役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消について、大阪の場合
でいいますと、政令指定都市の大阪市と都道府県の大阪府がそれぞれ同じような仕事をし
ている分野があり、重複によって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは左
側の総合区の設置であり、政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住
まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、都市内分権とありますが、区長や区役所の機
能権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。
こちらは「○「特別区」の設置」とありますが、政令指定都市、大阪市を廃止して複数の
特別区を設置し、特別区ごとに選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1
つの自治体として運営されます。

その下の枠囲みに、こうした状況の中で大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ

目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは、大阪市を廃止し5つの特別区を設置するものでしたが、さらにその下、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然残されたままであり、それらを解決するため引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページについては市長の説明と重複するため省略いたしますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会などの課題に取り組む必要があることをお示ししています。

さらにめくっていただいて7ページの総合区制度、次の8ページの特別区制度については、後ほど詳しく説明いたします。

なお、7ページ一番下にひとくちメモとあります。ご参考としてところどころに用語の説明をつけております。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概要」を説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線内の概要の位置づけですが、これから説明する総合区制度の概要は、大阪市としてこれでいきたいと固めた案ではありません。住民の皆さんからご意見をいただくための素材として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会を通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会でのご議論を踏まえ、総合区案を取りまとめてまいります。

では、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてです。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中段の(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度です。右側が、今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目、区の位置づけに示すように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も市の内部組織になります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長で、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務ですが、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくりなどの事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、条例で定める仕事となります。これらは、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算編成の際、市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民によるリコール、すなわち解職もできます。

なお、総合区の制度は、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区のみを導入も可能ですが、今回お示しする総合区の概要では、合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区設置の意義、効果及び課題を説明します。総

合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区の設置により、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例で説明いたします。

次に、総合区設置で期待される効果と課題について、その下の枠囲みをごらんください。左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速、適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右の課題ですが、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散することで、職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保が各区ごとに必要となり、いかに効率性や専門性を確保するかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しては、一番下の網かけですが、区役所の事務の拡充が図られる反面、効率性、専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中段、事務レベル（案）をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、A案からC案の3つを設定しました。A案（現行事務＋限定事務）は、その右に、現在の区役所事務に加え、一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などの仕事のうち、住民に身近な仕事に限定して総合区に移すものです。B案（一般市並み事務）は、守口市や松原市などの一般市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、例えば東大阪市や高槻市などが提供している仕事を基本に、総合区が事務を行います。わかりやすくいうと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務が増えます。ただし、表の下の米印のとおり、いずれの案も、市全体を見渡して実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらは総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れたように、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししております。大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

ここで補足ですが、総合区の導入に当たって必ず合区をしなければならないわけではありません。しかし、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要な職員数の増加が見込まれ、24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、

具体的な区割りは今後検討いたします。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担ですが、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。

真ん中の局と総合区の仕事の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区の仕事、すなわち区役所の仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在、局で実施中の仕事は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かります。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区設置後も引き続き中之島の本庁などの局が実施する仕事であり、例として表の右側、1つの自治体、大阪市として実施する仕事、例えば条例や予算を初め、市域全体の観点から実施すべき仕事、例えば成長戦略や広域的な交通基盤の整備、住民サービスの統一性、一体性が求められる仕事、例えば国民健康保険などがあります。

その下の段、②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民に身近な行政サービスを総合区に移すものですが、上記の仕事レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明いたします。

一番下の段、③総合区で実施ですが、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま局（正しくは総合区）で実施します。

事務分担について繰り返しますと、総合区へは、現在の局の仕事のうち、住民に身近な仕事を中心に移します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で実施します。また、総合区へ移す仕事の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移す仕事が多くなります。

では、次に15ページ、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の仕事の増加や、総合区による職員数の増減の試算をお示しします。職員数の増減イメージとありますが、基本的に総合区に仕事を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えます。こうした増減は、ページ一番下の③総合区移行時の職員数の変化の試算結果に示しています。表をごらんください。A案では、5区、8区、11区いずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数の減少を示しています。B案では、5区の場合は黒三角で減少、8区の場合はほぼ変わらず、11区の場合は増加し、C案では、いずれの場合も職員数が増える結果となっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印、一定の仮定のもとでの試算であり、確定した数字ではありません。職員体制について簡単に繰り返しますと、A案からB案、C案になるにつれ、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員数は増えます。また、区の数が5区から8区、11区と増えるほど職員数が増えます。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの仕事レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回お示しする総合区の概案は、真ん中の表の職員数を線で囲っていますが、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれについて詳しく説明いたします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区の場合、区の数8区か11区、その場合は、おおむね現行の職員数

の範囲内での設置が可能と見込まれます。

次に、その下の総合区の事務内容をごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しています。なお、それぞれの枠内で点線で囲んでいるのは現在の区役所の事務です。A案の総合区では、例えばこどもの分野で、保育・子育て支援として、現在、局が実施中の児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの事例をお示ししておりますが、その一部について、前のスクリーンを使って説明いたします。総合区で変わることに例：道路の日常管理、放置自転車対策～です。現在、皆さんからいただくご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去は、区役所とは別組織の建設局の工営所が行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、ご要望に対し、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数の見直しなどがより迅速かつきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に記載のとおり、総合区になっても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断いたします。

それでは、資料に戻り19ページをお開きください。19ページ。次に、B案の総合区ですが、区の数5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内での設置が見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可があります。その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

では、B案の総合区で期待される効果について、20ページに3つの具体例を示していますが、再び前のスクリーンをごらんください。こども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所設置のフローのとおり、現在は、中ほど②地域調整、具体には認可保育所の場所の決定は区長の仕事ですが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

では、もう一度資料に戻り21ページをお開きください。21ページ。C案の総合区では、区の数5区であり、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印。例えば、こどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営です。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移します。

では、C案の総合区で期待される効果について、もう一度前のスクリーンをごらんください。3つの具体例から、こども相談センターです。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告・相談を24時間365日の体制で受け付けていますが、対応が必要な事案は、こども相談センターとは別組織の区役所の保健福祉センターとが連携して取り組んでいます。図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐

待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案の説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻って23ページをお開きください。今後の検討事項を説明します。まず1つ目は二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示しましたが、区の名称を初め、どのエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区役所をどこに置くのかについても今後検討していきます。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターは総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後具体的に検討していきます。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けてですが、意見募集・説明会でのご意見や市会でのご議論を踏まえて、最終的に1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案というのは、今回お示した3つの案から選ぶのではなく、皆さんからのさまざまなご意見などを踏まえ、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として、引き続き局で実施する事務の内容例を、次の25ページから28ページにかけましては、局と総合区の事務分担の詳細、これを一覧表にしています。さらにめくっていただいた29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関する参考資料を添付しております。

以上が第2部の説明です。

では引き続き、第3部「特別区制度」をご説明します。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことですが、この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な特別区の制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかのイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会パンフレットなどの考え方をお示ししており、今後皆さんからご意見を踏まえ、改めて制度案の検討を進めていくことになります。

では、31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要ですが、特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体であり、選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、（1）特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域で、政令指定都市などを廃止して、特別区の設置が可能となりました。

次に、（2）法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市などの政令指定都市の制度です。右側が、東京の新宿区や渋谷区など特別区制度です。

表の2から3段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方で、おのおのが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選

ばれます。議会について、政令指定都市は市全体で市議会が、特別区では区ごとに区議会が置かれます。

4 段目、主な事務として、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行いますが、政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政調整を行い、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。真ん中のイメージ図は、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれるのかをお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などの住民に身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪では、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されると、図の右側、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項を検討し決める必要があるのかと、特別区設置までの手続をお示ししています。

まず、(1) 特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を得て、特別区を設置するための特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、(2) その協議会において、右下の太線の枠内に示す特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。次に、(3) 協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4) 特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、(5) 総務大臣の決定によって特別区の設置となります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方を説明いたします。35ページの参考資料をお開きください。

まず、(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、中央区の5つの特別区を設置するとしていました。おのおのの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に記載のとおりでした。また、各区の議員定数は、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

さらに、各区の本庁舎、すなわち特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに、区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成

区役所としておりました。

ページ下の備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所などで実施している事務は引き続き現在の区役所などで行うこととし、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆様のご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用し、当時の考え方をお示ししております。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区分・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと、さらにその下、本庁舎の位置については、住民からの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさない趣旨から、大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししています。

一番下の網かけは、この項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問・意見です。この後の各項目ごとに当時の主な質問・意見を同様に網かけでお示ししております。

次に、37ページをお開きください。（2）特別区と大阪府の事務の分担について、真ん中の表、事務の分担（イメージ）をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民に身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、またその下の広域的な仕事として、成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側の図、特別区は住民に身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化するとしていました。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性、効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合などをつくって連携して行うとしていました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）ですが、黒チョボの1行目に近隣中核市5市をモデルとあります。その下の米印をごらんください。これは、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市であり、これらの職員数をモデルに各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事の大阪府への一元化に伴い必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

次に、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目のひし形、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしていました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪市で課税、徴収している税金を、特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するため活用することを示してしていました。

次に、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取扱いについては、特

別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用している施設や、大阪府が持つ株式などの財産や、市債の返済がどうなるのかを示していました。①の財産ですが、1つ目のひし角、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、株式、大阪府が積み立ててきた基金は、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除き、特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、2つ目のひし角、大阪府で既に発行した大阪市債、いわゆる借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するとしていました。

その下、(7)大阪府・特別区協議会については、2つ目のひし角、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議・調整をし、その下、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るとしていました。

最後の(8)には特別区設置の全般にかかわっての主な質問・意見をお示ししております。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しています。また、42ページに記載のとおり、平成27年の住民説明会での全ての質問と回答は大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。これより皆様からご質問、ご意見等をお受けしたいと思っております。冒頭お願いいたしました、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

それでは、まず最初に、ただいまの説明に対するご質問からお受けしたいと存じます。ご意見につきましてはその後お伺いさせていただきますので、ご了承願います。ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら私のほうで指名をさせていただきます。お座席まで担当のほうでマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、質問、意見は発言機会1回につき1つとし、簡潔にご発言くださいますようお願い申し上げます。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力お願いいたします。また、司会者の指名を受けてない方のご発言あるいはヤジなど進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、まずご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。そしたら真ん中のブロックの前から2列目の方です。マイクをお持ちしますので、はい。

(市民)

お疲れさまです。

去年の住民投票のときもちよっと一番わかりにくかった点なんですけれども、特別区に移行すると政令指定都市ではなくなるわけですね。そのことで我々大阪市民が失うものがあるとしたらどんなことでしょうか。つまり政令指定都市でなくなることのデメリットをちょっどご説明いただけますでしょうか。

(吉村大阪市長)

どこで決定していくかということだと思っんですね。例えば児童相談所1つとって、政令指定都市として児童相談所というのを例えば決定する権限があります。今ちょっど特別区の案はないんですけども、去年の案でいえば、中核市並みの権限で例えば児童相談所というのは決定することができるということで、住民の皆さんに身近なところは特別区の区長さんが決めることができるということになります。ただ一方で、例えば大きな経済成長についてはですね、これは今市長と知事がやるところ、これは知事に一本化していくことになります。ですんで、皆さんの身近な生活に関することについては近くで決定できるようになり、そして大阪全体の成長については知事が決定することになる。だからそういった意味でそれぞれ事務の適切な役割分担をしてるんです。ですんで、私はデメリットというのはそれはないと思っってます。ただ一方で、例えば特別区を設置するときに、じゃ、新しく特別区の区役所を例えばどこかにつくらなきゃいけないとします。そうすると、そこにつくる以上はやっぱりそこはお金かかりますよね。そこはやっぱりコストになるんです。それが無駄なつくりものだよといえ、それはデメリットになるかもしれませんし、人によってはそれは特別区の庁舎として住民の身近なところで決定できるものをつくるんだから、それはプラスじゃないかといえ、それはプラスのものになると思っますし、ここはちょっど評価が分かれるところなのかなというふうに思っます。ですんで、政令市がなくなるからといって何かできなくなるとかいうのはないんですけども、権限と役割分担というのを明確にしていくということになるんじゃないかなというふうに思っます。いずれにしても今特別区の案はないですから、大阪市がなくなる、これはいろんな住民サービスがなくなるんじゃないかというようなこともいろいろ言われてましたんでね、そういった不安が今度はないように、今度制度設計する場合はできるだけわかりやすくですね、そういったバージョンアップしたものをつくっていきたいなというふうに思っます。

(司会)

それでは、次の方、ご質問のある方、挙手をお願いします。そういたしましたら左のブロックの、はい。

(市民)

すみません、ありがとうございます。

資料の12ページなんですけども、総合区の意義、効果及び課題とあるんですけども、ちょっどわからないのが、趣旨だとか概要は理解してるつもりなんですけれども、大きな説明で大阪市の枠は残りますというお話だったと思っます。この中で効果の中ですとか課題

の中に、資料の4ページで書かれた大阪全体としての課題というのが解決されないような気がするんですね。具体的にいうと府との二重行政だとか枠組みの違いというのがこの中では触れられてないだけなのか解決できないのかわからないんですけども、12ページには書かれてないので、現時点でどういうふうに4ページで書かれた課題は12ページの総合区の中ではどうしようと考えられてるのかお聞かせください。

(吉村大阪市長)

まず特別区を設置する場合というのはわかりやすいと思うんですね。こうやって知事と市長2人並んでますけど、これ2人合体させるということです。総合区の場合は大阪市という役所は残しますから市長が残る。だから今この状態です。ですんで、じゃ、その二重行政どうするのといえ、今僕と知事がやってるようなことを続けるということです。話し合いで物事を解決していく。そういった協議機関というのを設置することになるんですけども、その協議機関を設置して話し合いで解決していくということです。でするので制度として解決することはないだろうと思います。ここは僕は最終的には価値観だと思います。制度として抜本的に解決していくべきだと考えるか、もしくは政治家なんだから話し合いで解決しろよということになるのか、その価値観が僕は最後ぶつかるのかなと思ってるんですけど、制度という意味では、二重行政については今やってるような話し合いで解決していきましょう、人的関係を尊重していきましょうということになるかなと思います。

(司会)

次の方、ご質問のある方おられますでしょうか。そしたら真ん中のブロックの前から3列目の方ですか、はい。

(市民)

すみません、お忙しいところ説明会、非常に長い時間頂戴いたしまして聞かせていただきました。率直に申し上げてですね、前回の都構想のときも市長さん直接来られて毎晩毎晩ですね、いろんなところで説明をしていただいて、私も参加をさせていただいたんですが、結論的に申し上げますとやはり非常に難しいですよ、中身が。だから、これの繰り返しはですね、もう余り深追いしないほうがいいかなと。こういう専門的な法律で決められてる領域のことがたくさんございますので、それは法律の制度に準拠して進めていくという基本スタンスだけでいいんじゃないかなと思います。きょうこちら資料いただいてもですね、あしたになればほとんど忘れちゃってるのかなということで、実態は非常に専門色の濃い内容でございますので、今後、前回のように丸ペケ式とか、あるいはわからない場合には現状維持がいいんですよとか、そういうふうな方向づけに行かないようにですね、もう少し客観的に冷静に判断できるような戦略を説明会でぜひ組んでいただきたいと思っております。

今回、大都市制度見直しというのが基本になっておるようですので、例えば横浜がなぜこんなことを言い出さないのか。200万都市を超えてるわけですよ。断トツに横浜といったら東京に次いで大きいわけです。だからなぜそこがそういうことを言わないのかとか、何かそういう裏話的なものとか本質論を。やっぱり大阪と横浜というのは全然経済的な国

のポテンシャルティ違うと思いますので、もっと大阪を訴えていただきたいというふうに思います。そうなれば、総合的にどちらの方向へ行くのがいいかな、あるいはこのままでいいのかな、やはりこのままではだめですよというところから出発をしていただいていると思いますので、知事なり市長の将来像について力強い発想の夢物語的なものがまずベースにあって話を具体化していくと。そういう方法論をとっていただいて、あとは制度論は両議会、立派な議員さんおられるわけですから、徹底してここで議論していただいて、そこでやはり話をまとめ切っていただくというぐらいの努力の結果、住民投票に移行していくと。そういうステップでなければ幾らやってもですね、またぞろ政治問題だけで解決されるということになっては困るというか、本質論ではないかと思いますので、もう少し時間と見きわめをぜひお願いをいたしたいと思います。

恐縮ですが以上でございます。

(司会)

ご意見として承ってよろしいでしょうか。横浜の話とかその辺の話も含めて。

(市民)

具体的なあれはいいですけど、大都市へ向けてのですね、大阪の立ち位置を、両首長さんおいででございますので、力強い発言をできたらお願いしたいと思います。

(松井大阪府知事)

今横浜ではそういう議論はないのかという話だと思います。横浜でもやっぱり二重行政で問題意識あると思うんですけど、大阪ほどその問題意識が強くないということです。これはやっぱり地勢学的に位置的な問題がすごく関係してるのかなと思います。さっき吉村市長が使った大阪の産業集積の地図を出してくれますかね。これ、大阪府域の中のど真ん中に大阪市なんですよ。もともと大正のころというのはこの大阪市のエリアだけで大体完結する人口でした。当時の東京都より多かったんです。300万人。大阪市が大大阪と言われたころです。ところが今は府域全体に企業の集積も進んできて、この真ん中を抜きに大阪の成長は考えられません。ただ、横浜と神奈川県の関係、位置図をちょっと頭の中に浮かび上げていただきたいんですけど、横浜は東京に接して横浜市なんです。このように神奈川のど真ん中という形にはなってはおりませんから。だから東京圏の中での横浜市という位置づけができ上がってるんで、広域行政が一元化しないから成長しないとかそういう議論が余り巻き起こらないんだろうなと。そしてもう一つ、昔、1943年までは東京がこの同じ状況だったんですね。東京都というエリアの真ん中に東京市がどんとあったんです。昔は、1943年まで。そして、当時東京府と東京市の二重行政が大問題と言われてました。当時戦時下でしたから、これは首都東京の意思決定がばらばらになっては困るということで、当時は東京都制度というのを住民投票することなく当時の政府が決めたんです。だからやっぱり政令市と都道府県の問題というのは、権限が両方にありますから、これはぶつかり合うところもあるけど、大阪や東京ほど地理的条件によって大きな対立になっていないのが神奈川と横浜の関係だと思います。大阪の場合は今申し上げたこの地理的条件の中のど真ん中、このエリアに大阪市があり、このエリアとこの外のエリアで揉めて

たんでは、これ絶対に一体としては成長しません。こういうことで大阪の衰退がこれまで顕著に言われてきたと。これを解決していきましょうよというのが我々の考え方です。だから横浜とは地理的条件で少し違うかなと、僕はそう捉えています。

(吉村大阪市長)

僕が市長になる前少し国会議員してたんですけどね。そのときに、国会図書館って近くにあるんですけど、ちょっとそこでいろいろ調べ物してたんですよ。東京市と東京府が1つになって東京都というのは、戦時中だったんですけど、当時どんな議論してたのかなと思ってですね、いろいろ調べてたら、実は当時のまさに戦時中の新聞見るとですね、東京市と東京府の二重行政で全然行政が進まない。これは問題だと。二重行政を解消する必要があるという二重行政という単語がまさに戦時中、東京市と東京府にあった。まさにそんな状況だったんですよ。それで強い東京都をつくらうということで戦時中に行われた。まさにそういった歴史的な経過があります。横浜は今実はどうなってるかという、横浜はですね、実は横浜市で経済的なところというのはほぼ完結してるんです。横浜市って何を言ってるかという、特別市になりたいというふうに言ってるんです。特別市って何かというと、横浜市そのものが都道府県になればいいんじゃないのかということ、横浜市は言ってます。でもこれは法律がないから難しい、できないんですけども、横浜市はそういう特別市というような主張をされています。実は横浜の面積でいうとですね、人口も100万人多いですけど、横浜の面積って大阪市より倍あるんですよ。倍の面積あるのが横浜市。だから横浜市は確かに大きくてそこで完結して特別市が望ましいんじゃないかという市長の意見も僕は市長としてわかるかなと思います。ただ、大阪の場合はもう少し狭いところに市長と知事がいて、そして産業も広がってきて、大阪市中心に発達してそれが広がってくるから、今後の成長というのを考えたときには、やはりここここでせめぎ合ってたらずね、なかなか大阪全体の成長ってやっぱり進まないだろうなと思います。予算規模も大体同じぐらい。4兆あたりを行ったり来たりしてるわけです。大阪市も大阪府も。そこは大きな成長については1つになるのが大阪の地勢学的に見ても大事なことなんじゃないのかなというふうに思います。横浜はそういった意味で実はそういった議論があるんです。横浜特別市構想というのがあります。

(司会)

そういたしましたら、ほかにご質問のある方。そしたら左ブロックの今挙げられてる茶色の。

(市民)

〇〇〇です。

市長が今横浜の特別市構想について触れられましたけれども、市長、知事の政党は道州制の推進を述べられてますけれども、それでしたらこういうふうに総合区、特別区どうのこのじゃなしに大阪府の廃止も触れて、その検討のことを述べるべきなんじゃないですか。そうじゃないと、例えば総合区、特別区といっても、合区1つとっても国の出先機関との兼ね合いとかありますし、交通網の充実とか新庁舎の建設とか考えますとそういう

ことを考えないと意味がないので、これだけの資料で、一般の地方自治を余り学習されていない方から見れば、ばっさりとした印象ですけど、これを地方自治の専門家から見たら、何か物足りない、例えば名古屋市なんかでは尾張共和国構想という名古屋市の範囲を拡大する構想なんかを述べてるわけですよ。そういうものもちゃんと教示した上でないという大都市制度なり大阪市なり大阪府の問題というのは語られないと思う。その点のあたりどうお考えなんでしょうか。

(吉村大阪市長)

まずこれからの大阪というのを考えたときに大都市としてどうあるべきかというのは市長の立場、知事の立場で考えていかなきゃいけないと思っています。今どんな法的な制度があるかという、1つは大都市法という法律があります。これは200万人以上の大都市の都市のあり方というのをですね、東京は特別区という制度を使っていますけれども、200万人以上の大都市についてはそういった特別区という制度、それから都とみなすという制度があります。私はそれを使ってこの大都市制度の改革、まさに法律がもうできてるわけですから、それを使って改革すべきだろうというふうに思っています。政令市というのは実は政令で定める市ですから、一番最初できたときですね、非常にいろんな政治的な兼ね合いもあって整理が非常に中途半端な制度として生まれてきました。大阪市というのは政令市ができたときから物すごく大きな市として発達してきて、じゃ、今度さらなる高みに行くためにはどうしたらいいのかという視点で考えたときに、新たにできた大都市法というのをを使って僕は成長させていくべきだろうと思っています。この大都市法というのは全部の政令市に当てはまると思ってないんです。政令市というのは50万都市からできますからね。50万人以上が政令都市になれるというような決まりがありますから、一口に政令市といっても、本当になりたての50万人に近い都市から、大阪のように昔からあって都道府県と同じような権限を持って、しかも小さいというところの色合いも全然違いますので、大阪という特殊性を見たら、僕は大阪市と大阪府、やっぱりここは1つになってやるべきだろうというふうに思っています。大阪府を廃止する、都道府県を廃止するというのは一部で言われたりもするんですけども、実際何の法律もないですし、実行手段がないわけです。ですんで実行手段がないことをやるというのは我々政治家としてやっぱり無責任だと思いますから、今200万都市以上の新たな大都市の仕組みというのを定める法律がありますので、それにのっかってやっていく。そして大阪市と大阪府というのは、何か大阪市が、大阪府がとかいうんじゃないんですね、住民の皆さん、それから大阪全部を成長させていくためには、僕はそういった縄張り意識とかそういうのも抜いてですね、やっぱり考えていかなきゃいけないんじゃないのかなというふうに思っています。

(松井大阪府知事)

今吉村市長が話しましたが、大阪府を廃止する法律はありません。ない法律のことでこうやったらいいんじゃないのと、どこかいろんな方言われるけど、それは無理なんですよ。そういう法律がないので。今ある法律の中で大都市制度を考えるしかできないと、こういうことです。

(司会)

そういたしましたら、質問もさることながらご意見のほうもございましたらご遠慮なく手を挙げていただきましてと思います。もちろんご質問あれば手を挙げていただければ結構でございます。そしたら右のブロックの前から4列目ですか。マイクのほう、はい。

(市民)

私、大阪市の北区の菅原町の〇〇〇といいます。

事務局長さんのさっきの説明ですとですね、職員の人員をどう整理するかとか経費というのが全然書いてないですね。わかります。局長さん、事務長、その2人。このA案、B案、C案とあるでしょう。A案、B案、C案。それに対する……

(司会)

増減しか書いてなくて具体的な数字がわからないということですかね。

(市民)

これ二重行政と言われるとですね、合理化で少なくするのが当たり前じゃないですか。それをなぜ増やすとか、何課、何課に何人おるとか、大体の予想がつくでしょう、金額的に。それでこれだけマイナスとかいうのがあるんじゃないですか。こんなA、B、Cというたって何の説明もないじゃないですか。おかしいと思いませんか、言ってるほうは。どれを具体的に出してA、B、Cが出るか。何課、何課、何課ってさっきやかましく言われてたでしょう、課が。それ置いて何人置くかですよ。

(司会)

そしたらご質問に対してお答えさせていただきます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

まず職員数の考え方なんですけれども、資料の15ページのほうをお開きいただけますでしょうか。

(市民)

あなたこれ何の根拠あって言ってるかや。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

根拠、考え方なんですけれども……

(司会)

ご説明させていただきますので。ご説明させていただきます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

区役所に仕事、事務を移すのに当たって局から職員を渡していくことになります。その

ときの考え方というのが、職員数の試算というところにも書いてるんですけども、過去の同じように市税事務所というのが再編された事例がありまして、それに基づいて同じように、今回の場合仕事を移すときにどういうふうに職員数が増えるんか、あるいは減るんかのということを試算したのが今回の数字なんです。

(市民)

北区の今のところでアルバイトから全部……

(司会)

マイクを通してお話し願いますか。

(市民)

だからね、もったときちっと具体的に言うべきもんじゃないですか。A、B、Cいうたつて。こんなん何もわかるとる人おらないんじゃないですか。年寄りばかり。この中にお前60歳以上の人ばかり多いですよ。

(手向副首都推進局長)

すみません、ちょっと説明がわかりにくかったという点ではおわびいたしますが、聞いてください。皆さん聞いておられるのでちょっと聞いてください。

(市民)

A、B、Cの出した根拠が何であるか。

(手向副首都推進局長)

A、B、Cというのは、ちょっと先ほど説明もしましたけども、総合区というのは今大阪市中之島で持ってる局の権限を区役所のほうに持っていくことです。その持っていく権限の量を現行事務から少し区役所のほうに持っていくのがA、それから、もう少し持っていくのがB。それで、すみません、もう1回聞いてください。持っていく権限の量によって、当然それに従事する人がおりますので、1カ所でやってる事務を分散すれば、その分はやっぱり1カ所でやるよりも人の総数というのは増えることになります。

(市民)

人を集めといてA、B、Cの中身を言わないというのは……

(手向副首都推進局長)

すみません、A、B、Cの中身は、資料でいいますと仕事の中身は17から18、19、20、21、22で、ここで概要を書いています。それで、より詳しいものは後ほど見ていただくということで25ページから27ページまで、仕事を割り振る形にしております。この仕事を各区役所に持っていくときに、当然人を動かさないと仕事というのはできません。その部分で人は増えます。ただ一方で、人を増やすだけではコストが増えるだけなので、そういう実

現性はありませんので、今回は区を合区することによって、合区することで当然重なる例えば総務部門とかを集約化することで人を減らすことができますので、そういう増える要素を減らす要素へ吸収することでこういう総合区を具体的に実行できる案にしようということで案を示してるものです。それがA、B、C、3つでパターンとして考えられますということで今回お示しさせていただいたものですので、そういう内容のものであるということでご理解いただければと思います。具体的な制度設計というのは、詳細設計はまだ今後ということですが、今回の概案ではこういう考え方でつくっておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

すみません、ちょっとほかの方も手を挙げられてますので、もしご意見あれば書いていただければと思います。すみません。

ほかにご意見、ご質問ある方。そしたら左のブロックの後ろのマスクをかけられてる、はい。

(市民)

大変長い説明だったんですけども、ありがとうございます。

今まさに北区に住んでですね、これから妻がですね子どもを産んでこれから育てていこうとしている者です。その中で1つ不安に思っていることは、やはり子どもを果たして保育所に入れられるかどうかというのをすごく不安に思っておりまして、その中で先日吉村市長が24区役所の中に保育所をつくるだとか、あとはバスの送迎をしていただけるだとかということは今検討していただいているということで大変ありがたいなと思っているところではあるんですけども、これが例えば総合区になったときだとか特別区になったときですね、これが続いていくんだろうとか、そういう不安が1つありまして、最初にお話ありましておとり、大きな都市の市長であるがゆえに住民から離れていってしまうと、遠ざかる傾向にあるということがありましたけども、一方で、逆にいえば客観的に数字等を見て施策を取捨選択していけるというメリットもあるのかなと思ってまして、住民により近いところで政治をすることになったことで、こういう場で言うのも申しわけないんですけども、逆にいうと年配の方の意見ばかりが反映されてしまって、我々のような若輩者の意見が通りにくくなってしまいうところもあるのではないかなと思ってまして、そういうところのお考えを聞かせていただきたいなと思っています。

(吉村大阪市長)

僕が大阪市の市長として待機児童の例えばやるときにですね、僕は本当に大変だなと思うのがやっぱり24区全部を見ながらやるというのは、住民の皆さんの身近な例えば待機児童——例えばですけどね。というのは本当に大変だと思います。だから今回の24区全部で区役所でやるというのもかなり大きな判断なんですよ。でも、翻って考えると、例えば守口市、この間やりました、今ちょっと報道出てましたけど、幼稚園とかを民営化してですね、ゼロ歳から5歳まで全部無料にするというのをやるみたいですけど、実は住民の皆さんに身近なサービスってコンパクトのが僕はやりやすいと思います。コンパクトなところ

に権限があるほうが。じゃ、そこで市長とか、総合区であれば総合区の区長になりますけど、身近なところで決定できる仕組みにしたほうがいいと思いますけれども。そのほうがやりやすいと思う。だから住民の皆さんの声は聞きやすいと思います。ただ、その最後誰を選ぶかというのは、これはもう選挙でしかないので、仕組みとしては僕はコンパクトのほうが医療とか教育とか福祉というのは皆さんの声が届きやすいと思いますけれども、最後はやっぱり選挙で誰を選ぶのかというのが大事になってくるのかなと思います。だから僕はもっとこの大阪市がコンパクトであれば待機児童対策できることもっともっとあると思いますけど、歯がゆい思いをしながらやってるというのが現状です。

(司会)

ほかにご意見、ご質問ございますか。そしたら左のブロックの後ろから4列目ぐらいです。今手をあげられておられるスーツ、はい。

(市民)

ありがとうございます。質問と意見ということでしたけども、とりあえず質問だけ先にさせてもらいます。

今も説明がございましたけども、合区を前提にされてるという。総合区ですね。総合区はきょうの説明でもありましたように中身が、法的な根拠等は、趣旨というのは決まっておるんでしょうけども、運用についてはまだ具体的には、柔軟なものはあると思います。それがあのになぜ合区を前提とされてるか。それと、合区の数もいろいろあるみたいですけども、その数の出し方。今の話では人件費を、もしくは人を減らすために合区するというような説明も今ありましたけども、そこら辺の真意というか理由を教えてくださいと思います。

(司会)

はい、ありがとうございます。

(吉村大阪市長)

人を減らすために合区をする、総合区にするというのではありません。なぜ総合区をするかというのですね、やはりその皆さんの身近なところで政策立案して決定して実行していくのが必要だと思ってます。僕が市長としてやってると思うんですけど、例えば北区役所の中で、区長が一生懸命頑張ってくれてますけど、実はその北区役所って皆さんいろんな住民票を取りに行ったりとか窓口になってると思いますけどね、ここでいろんな政策を企画して立案して実行する組織ってないんですよ。本当に限られたとこしかないんです。皆さんにとって区長といえば東京の区長と同じようないろんな権限あるんじゃないかと思われるかもしれませんが、僕は役所の中に入って思うんですけど、やっぱりそれは非常に少ないと。それをやっぱり増やしていかないといけないと思ってます。イメージでいうと、中之島にどかんとあります。そこに多く職員が集まっています。それをですね、できるだけ、総合区仮に5つであれば、その5つのところに職員を移してですね、そこでいろんなものが実行できる仕組みにしたほうが身近で決定できるんじゃないんですかということなんで

す。その程度はどのぐらいなのというのであれば、16ページにありますけども、ここでA案、B案、C案とかっていうのを提案させてもらってるということなんです。ですんで何でやるんですかという目的が、総合区でいろんなものを立案してやっぱり実行できるような仕組みにするのであれば、やっぱりそれなりの組織が要ります。ですので、そういった意味でそれぞれどのぐらいの人数が増えるか減るかというのは、試算ですけどやっていますが、その目的を達成するためにはやっぱり一定合区が必要だろうと思っています。

(司会)

ほかに。意見用紙にも少し書いておりますけれども、身近な区役所で行ってほしい業務とか、区の数とか区割りについてなんかのご意見も賜れば幸いです。

そしたら左のブロックの前から4列目の方です、はい。

(市民)

当ていただきありがとうございます。

総合区、特別区に関してなんですけど、ニュースでもいろいろとちらほらと最近伝わってきてるんですけど、僕自身がニュースを見て感じるのは、今総合区では公明党さん案と自民党さん案が出てきてるんですけど、僕、自民党さん案の中のものは採用してほしくないのが1つです。その理由として、この間ニュースで見ると総合区長という役職と、その上にブロック長と市長という3つの役職が新たにできるということで、一体どこで何を誰が決めてるんだろうという組織になってしまうんじゃないかという危険性を持ってるんです。最近でいうと東京都の築地市場の問題みたいにならなくて誰が何をということになりかねない案だと、僕は自民党さん案のニュース聞いてて思ったので、それは大阪市のほうでは採用してほしくないというのが率直な意見で、どちらかというと公明党さん案のほうの方がどちらかというと住民に身近な区役所ができるのではないかなということで意見述べさせてもらってます。僕はどちらかというと特別区、都構想のほうに賛成なんですけど、万が一都構想ができなかった場合には公明党さん案みたいなああいう案で合区をして、より身近なところで物事を決めるということをしてほしい。

あと1つは、区の大きさにもよるんですけど、この北区だと、僕住んでるのが中津なんですけど、中津から実際この北区役所来るのに物すごく不便で遠いんです。特別区になるにしろ総合区になるにしろ区の大きさを考えて、ここからここまでの区役所に来るの遠いよねというときって、どこか支所みたいな窓口業務、必要最低限の窓口業務ができるような場所が、特別区になるにしろ総合区になるにしろあれば、より身近で便利な区になるんじゃないかなと思います。

以上です。

(司会)

ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問のある方おられますでしょうか。左のブロックの前から3列目の。ごめんなさい、右ブロックです。はい。

(市民)

ありがとうございます。ちょっと座らせてもうてお話しします。

私は非常に興味があったんですけどなかなかこういう機会がなくて、スケジュールが合
って申し込ませてもうて、来なさいということで来たんですけど、非常に理解はできます。
世の中の動きでこういうことも必要かなと思うんですけど、先ほどからる説明がされて
る中で、恐らくこちらにおられる方は民間の人で、そちらの方は役所の方。失礼な言い方
なんですけど、お役所さんの考え方でやる仕事であれば、失礼な言い方なんですけど、歴
代の知事、市長が赤字垂れ流してましたよね。それを今の松井知事とか橋下市長とか吉村
さんになられてから随分決算がよくなってきましたね。できるんですよ、民間の考え方
の。松井知事なんかも経営者であるし。サラリーマンのご経験のある市長なんかが本当に
やれば人間変われるんですよ。それなのに、教えていただきたいのは、先ほどの後ろの
方も言ってましたけど、職員数が増えてきたらまた人件費上がるやないかと。また箱物も
要るんちゃうかということで、その辺は全部含めてですね、今の優秀な職員でこの例えば
総合区、特別区はできないんですか。というのはね、12ページちょっと見てほしいんです
けどね。効率性の確保、1カ所から総合区数カ所に事務が分散することで職員数の増加が
見込まれる。これも今後ろのほうで言ってました。現在の収入がどのぐらい要るか。給料
ですね。経費。それを例えばプラスこれだけ要るということを明示せんとおかしいんやな
いかと。これは民間の人考えるのは当たり前ですわ。今世の中物すごく不景気です。失礼
な言い方ですけど、12月のある日に皆さん方は赤字でもボーナスはもうてはった。当然黒
字でももらいはった。失礼な言い方ですけど、この後ろにおられる方でボーナスが満額あ
った人が何人おられるかということですね。その辺のやっぱり温度差が大きくあります。だ
から逆にいうたら、失礼な言い方ですけど、役人は遊んどるよという言い方も、端的な言
い方したら怒られるかもわかりませんが、そういう見方もあるんですよ。だけど今度知
事がかわって、ヘッドがかわっていったらこれだけ変わる。民間やったらとっくに赤字や
ったら社長更迭ですわね。人間やろうと思ったらできるのにという考えから、例えば専門
性の確保。総合区で事務を実施するには専門職や専門的な業務ノウハウの確保が必要とな
ります。わかるんですよ。だけど今の市役所のスタッフで優秀な人何ぼでもいるじゃない
ですか。その人の人数でできないんですか、総合区は。知事、市長、どうでしょうか。ま
ずその辺からスタートしたら市民は受けるんちゃいますか。それでどのぐらい皆さんがや
られたら黒字になりましたよと。そういうね、市民ベースでやっていただいたらどうでし
ょうかね。よろしくをお願いします。

(吉村大阪市長)

人数についてですが、今の職員の数の体制でですね、きちんと割り振って総合区の一定
の合区をするというのもできると思います。現にその案も中に入ってますんで。ですんで
職員を増やすなんてけしからんというのも本当に大きなご意見だと思いますから、貴重な
ご意見だということで賜りたいと思います。行政の無駄をなくすというのは徹底的に今やっ
てますんでね。無駄とかいろいろんなものをどんどん増やしていこうというのは、そんな
発想はないですから。これも税ですんでね。皆さんから税をいただいているわけですから。
ですんでそういった感覚は持ってやっていきたいと思ってます。

(松井大阪府知事)

今のご意見いただいた方に対してなんですけど、政策は人が、僕も政治家ですし吉村市長も政治家なんで、選挙で政策を掲げて、当選させていただいたらその政策をやります。大阪府は何で黒字になったのと。徹底した行財政改革をやった。一番言うならば財政運営基本条例というルールをつくったということなんです。要は収入の範囲以外は借金はしませんというルール。役所のスタッフというのは、メンバーはまじめですから、ルールができたならそのとおりにやります。だからお金足りないときは人件費もカットをします。人も減らしていきます。そういう形で黒字にした。でも、今回お話しさせていただいてるのは制度の話なんで、これは要は政策とはちょっと切り離していただいて、役所の形として、今は人と人として成り立ってる二重行政解消してますよ。毎日話してるんで。橋下市長のときもそうでした。でも、これが事実として橋下知事時代、平松さんとは解決できなかったと。だから制度としてもう二重行政を生み出さない仕組みをつくりましょうというのが我々のこの制度の、役所の形を新たなものをつくらうという案につながっているということです。

(司会)

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。そしたら左のブロックの後ろから5列目の方ですかね。

(市民)

今のこの説明会ではちょっと離れてるかなとは思いますが、今おっしゃったように職員の方ですよ、減らすというの。それも、私らも時々見てたらこんな人がいるのかなと思うような。時々市の役員の人を見てたら思うときもあるんですけど、それよりもね、5区か何かのブロックに分かれたらね、市会議員とかそういう方も皆減るんでしょうか。私はテレビで議会なんかを見てましたらね、何とつまらん議員さんがいるんだろうと思ってね。つくづく私テレビでも見たいなと思うけども、そういうふうな吉村さんが一生懸命やっておられるのも見てもね、何でこんな反対してるのかなとかね、そういうのはやっぱり5区か何かになると議員さんも減るんでしょうか。私それがまず一番の、私らの税金を払ってしてもらってるんですけども、そういうところから改革してもらいたいと思いますけど。

(司会)

ご意見ありがとうございます。

(吉村大阪市長)

議員の数についてはですね、これから議論して決めていくということになります。今回はちょっと議員の数までそういった詳細設計にはなっていないんですけども、総合区になる場合でも特別区になる場合でもやっぱり議員の数はどうしましょうかという議論は出てくるだろうなと思っています。職員については本当に、実は首とかそんなんじゃなくてです

ね、自然退職で減らしていったってですね、みんな頑張ってるような仕組みにして、それで今徐々に減っていったって。それでも年間で橋下市長のときからやると今の僕のところで大体600億ぐらい年間浮いてきてるような形になってます。申しわけないけどもというので、財政厳しいので、僕自身も報酬40%カットしてますけども、職員の皆さんにも平均すれば3.3%のカットをお願いして、それだけで30億とか出ますんでね。ですのでそういうのをちょっと今お願いしてやってますけど、議員さんの数についてはまだこれからというところかなと思います。

(司会)

申しわけありませんが時間がそろそろ来ましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思いますので、挙手のほうお願いします。そしたら真ん中のブロックの前から5番目の女性の方ですかね、はい。

(市民)

ありがとうございます。

きょうは特別区については特に案がなく、去年の住民投票のときの案ということで説明があったんですけども、これは近い将来特別区についても案が出てくるということなんでしょうか。それで、もしその案が出てくる場合、きょうご説明のあった去年の住民投票のときの案と同じ案が出てくることもあるんでしょうか。

(吉村大阪市長)

特別区の案をつくるにはですね、ちょっと手続が要ります。総合区の案をつくるのはですね、実は市長が提案して、そして議会が議決すれば、それで総合区というのは導入できます。でも特別区というのはさっき言ったとおり大都市法という法律にその定めがあるんです。それによればですね、法定協議会という委員会をつくって、そこで案をつくるようになってるんですね。その法定協議会をつくるには議会の賛成がないとつくれません。その法定協議会で案をつくっていくので、まだ法定協議会というのできてないですから、案そのものを、詳細な案はつくれないんです。ですので、案をつくるためにですね、僕は来年の2月に法定協議会の議案を議会の皆さんに賛成をお願いしますというので提案しようと思ってます。これは知事も提案します。これは府市共同でやらなきゃいけないという形になります。案について、5月17日否決されましたので、全く同じものをするということはありません。法定協議会で新たに案をつくっていくということになりますし、5月の17日で昨年のは否決されましたんでね、同じ案というのは考えてないし、それはないと思います。バージョンアップ、いろんな課題も見えたので、バージョンアップしたものをやっぱりつくっていききたいなと思ってます。

(司会)

ありがとうございました。

そういたしましたら、時間に限りがございますので申しわけございません。ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。この意見募集・説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、後日、区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。